

13. 事業再編を支援する新しい連結納税制度

Q13：事業再生、事業承継のために、組織再編を行う場合に、グループ内で赤字会社と黒字会社ができるてしまいそうです。損益の通算ができないと税負担が重くなるという問題が出てきますがどのような対策がありますか？

A13：これまでの税制においては、グループ内企業間で黒字会社と赤字会社がある場合でも、税務上はその利益と損失を通算できず、またグループ内企業間の取引から生じる譲渡損益も計上されることから、単一企業の中で複数の事業部門を置いて事業を展開する場合と比べて税負担が重くなるという問題が生じていました。この問題を解決し、企業の組織形態に対する税の中立性を保つ仕組みとして連結納税制度が始まり、かつ今年度から付加税（税率 2% 上乘せ）が廃止されています。

連結納税制度と連結会計制度は似て非なるもので、違いは次の表のとおりです。

	連結納税制度	連結財務諸表
目的	企業グループの一体性に着目し、企業グループをあたかも一つの法人であるかのように捉えて法人税を課税し、実態に即した適正な課税を実現する制度	複数の企業からなる企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告するための制度
根拠	法人税法	証券取引法（企業会計審議会意見書）
対象法人	内国法人全般	証券取引法適用法人（上場企業、店頭登録企業など）
連結子会社	内国法人である親会社に発行済株式の全部を直接又は間接に保有されるすべての内国法人	国内、海外の全ての子会社（持分比率 50% 超が原則）と関連会社（持分比率 20% 以上が原則） ただし、重要性の原則を適用

連結所得金額及び連結税額の計算の基本的な仕組みは次のとおりです。

イ 連結所得金額は、連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、これに所要の調整を加えた上で、連結グループを一体として計算する。

ロ 連結税額は、連結所得金額に税率を乗じた金額から各種の税額控除を行って計算する。

ハ 連結所得金額及び連結税額の計算の過程においては、所要の調整を行った結果算出される金額等を連結グループ内の各法人に合理的な基準により配分する。

ニ 連結税額については、連結グループ内の各法人の個別所得金額又は個別欠損金額を基礎として計算される金額を基にして配分する。

連結グループ内の法人間の取引で固定資産、土地等、金銭債権、有価証券又は繰延資産の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益は、その資産の連結グループ外への移転、連結グループ内での費用化等の時まで保留されます。

その他連結納税制度の適用開始前の欠損金額や、含み損の計上についてはさまざまな規制がありますが、これからの事業再編と財務戦略において、欠かせないツールであります。